

令和4年

総務委員会

6月15日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和4年6月15日

午前10時00分 開会

午後1時58分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	いとう ひろし
委員	ごとう 学	委員	宮本 英彦
委員	鶉飼 貞雄	委員	ふじえ 真理子
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主事	松林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	市民生活部長	宇佐見 恭裕
教育部長	藤井 和久	秘書広報課長	馬場 千春
企画政策課長	青木 由美枝	公共施設管理課長	中田 勝次
財政課長	萩野 昭久	総務課長	山田 隆貴
税務課長	加藤 健治	債権管理課長	小川 正寿
市民課長	杉浦 由季	学校教育課長	高木 安司

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	服部 龍一	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	郷右近 修	清水 義昭	近藤 郁子
月岡 修一	毛 受明 宏	近藤 千鶴	一色 美智子
近藤 善人			

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（青木 亮議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました議案は6議案でございます。慎重に審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 総務委員会、陳情が6本あります。また、民間活用事業推進審査の委員会設置条例の新設とか、市税条例の一部改正、ここは内容がちょっと複雑ですので、十分審査の上、判断していただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第46号 豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例の制定についてと、

議案第47号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと、議案第50号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題としたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 御異議ありませんので、議案第46号と議案第47号及び議案第50号の3議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。

議案第46号と議案第47号及び議案第50号の3議案について理事者の説明を求めます。

青木企画政策課長。

○企画政策課長(青木由美枝君) それでは、議案第46号 豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、民間活力を活用したPPP・PFI手法導入の際の事業者選定等に係る審査委員会を設置するために必要があるからでございます。

それでは、主な制定内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1条では、当該委員会の設置について、第2条では、この条例における民間活用事業の定義について定めています。

第3条では、任務として本委員会で審査する事項を定め、第4条では、委員会の委員を10名以内とし、委員を構成する組織について定めています。

第5条から第7条までは、委員長、委員、会議について定め、第8条では、守秘義務について定めています。

第9条では、委員会の庶務は企画政策課において処理することとし、第10条では、委任について定めています。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第47号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、先ほど議案第46号で御説明いたしました民間活用事業推進審査委員会の委員等の報酬額を定める必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正では、別表中、青少年健全育成推進員の下に、民間活用事業推進アドバイザー、民間活用事業推進審査委員会委員長、民間活用事業推進審査委員会委員の3項目を追加するものであります。

民間活用事業推進アドバイザーの報酬額は1回1万8,400円といたします。専門的知見を有した民間活用事業推進アドバイザーは、民間活用全般やPFI事業全般に関する助言や、事業化に向けた手続に係る支援などを想定しております。

民間活用事業推進審査委員会委員長の報酬額は1回1万4,400円とし、会議の時間が4時間以内の場合は1万円としています。

民間活用事業推進審査委員会委員の報酬額は1回1万2,000円とし、会議の時間が4時間以内の場合は8,400円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第50号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例の制定に伴い、改正する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、指定管理者制度を活用した施設の事業者選定に当たって、先ほど議案第46号で御説明いたしました豊明市民間活用事業推進審査委員会を活用する際の適用除外規定を第6条第2項に追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、46号の第1条なんですが、民間活用事業を検討する事業ごとに委員会を置くというふうに書いてありますが、これ、例えば、じゃ、同時に複数のそういった検討事項が出た場合は、個別で、例えば、じゃ、3つ同時に出た場合は、3つの委員会が立ち上がるという認識でいいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） そのとおりでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 そうなってくると、恐らく構成される委員が重複する場合も想定されるんですが、それは許容ということによろしいのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 開催時期など、多少、日にちだとかをずらせば、もし重複したような場合も対応できると考えております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この民活審査委員会条例の第1条の設置なんですけれど、基本的なところからお伺いしますけれど、これの委員会を設置しなければならない理由について、先ほど説明のところでもPFI導入の際のという説明があったんですけど、もう少しそこを詳しく説明をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

（設置理由についての声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 設置理由につきましては、義務などはございませんが、事業者の選定等を行う附属機関の委員に対する報酬を支払うに当たっては、このような設置条例を制定する必要があるために、今回、制定したものであります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 実務的にはそういうことだと思うんですけど、基本的にPFIを導入する場合の、先ほどもちょっとあったと思うんですけど、専門性を有することということもあることから、そういう専門性を有することからその事業を円滑にするというような目的はそもそもはないんですか。そういうことだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 委員のおっしゃるとおりです。委員会を設置をしなくて内部だけでということで行った場合、それもできるかもしれませんが、PFI法の規定により、手続や民間の資金、経営能力、技術的能力の活用に向けたことを審査をするには、職員だけでは専門的知識が不足しているというような状況になってしまいますので、そのことも併せてこのような審査委員会を設置する必要があるというようなことで、今回上程をさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 同じく関連して第2条なんですけど、この2条に民間活用事業とはということ、この第1条には、民間活用事業に関しという一般的なことが書いてあるんですけど、第2条には、民間活用事業をPFI法の整備ということで、目的は、ここでいう民間活用事業というのは、PFI法による事業という、その手続を定めたということの理解でよろしいんですか。

ほかの民間活用事業はこの審査の対象じゃないという、PFI法による事業だという限定した審査委員会という理解でよろしいんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 委員のおっしゃるとおりです。この設置条例につきましては、PFI事業でということで導入をする場合の審査の機関でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今に関連してと、あと議案50号の条例の一部改正にも関わるんですが、そうしますと、この新しい審査委員会設置条例、46号のPFIに限定というか、今、言われたんですけども、一方で、50号で指定管理者の、46号のほうで指定管理のほうも審査する場合は50号のほうで適用なしというふうに取り扱われるんですが、そのこの50号との関係をもう少し詳しくお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） PFI事業を使って、例えば、施設などを新しく建設をするだとかというようなふうになった場合、その後の管理だとか、そういったものを指定管理を使うというような場合が考えられるものですから、その場合は、まず、こちらのほうの審査会の委員会のほうでそこまでは審査をするんですが、その後、指定管理をするというような方法を取ってその後やっていく場合については、その後については指定管理者のほうでの委員会のほうで……。

（可能性なんだよねの声あり）

○企画政策課長（青木由美枝君） はい。行うというようなことが考えられるものですから、まず、PFI事業を使ってというので設備を造るような場合については、その後、指定管理者を使うというようなことだとしても、まずは、最初の委員会のほうで事業者などは選定するというようなことで切り分けております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 ちょっとすみません。今のでちょっと確認なんですけれども、要は、検討段階ではP F Iでの検討はあるんだけど、その後、事業決まりましたよ、だけど、管理は指定管理にすることも想定されるからこういった形になっているという認識でいいんですか。逆に分かりづらくしちゃった。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 最終的には、建物が建った後、その管理は指定管理になるような場合でも、まず、指定管理があるからといって、このことも含めて、指定管理のほうの審査委員会のほうにかけるということはないということで、適用除外というふうなふうにしています。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 私が理解するP F Iは、P F Iでどれぐらいの契約期間を結ぶかという、そういう契約期間が一定程度あって、その間はP F I法でいう審査委員会が審査するという理解をしている、P F Iに関わる事業者が運営管理をするという理解をしておるんですけど、それとはまた切り離して、指定管理もあり得るといような理解を、そういう理解でしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 少しちょっと整理させていただきますと、P F Iによる民間活力の活用ということと指定管理者制度というのは非常に密接している部分があって、自治法上、指定管理を導入しないと、そういう料金を自ら収受していただいたり、それから、施設の運営権というんですかね、一定程度、裁量を持ってやっていただくためには、P F I法で整備しただけでは、その施設の性質によるんですけれども、できないことがあるんですね。ですので、ケース・バイ・ケースということになるんですけれども、指定管理者制度が必要になる施設もありますので、そういった場合は、P F I法を使って整備した後に、そのまま引き続き指定管理者制度で運営をやっていくということが想定される、そういうことでございます。

施設によっては、P F Iの手法だけでできるものもございますけれども、今申し上げたような事情で、内容によっては指定管理者制度の導入が必要になるというケースもあると

いうこととございます。

それから、先ほど課長が答弁させていただきましたこの委員会のほう、46条の条例制定のほうですけれども、基本的にはPFIの事業をやりますけれども、4項めのところに、その他でPFIに関しないことも一応審査することが可能というつくりになっておりますので、基本的にはPFIを意識しておりますけれども、それに限定したものではないということと少し訂正させていただきます。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） では、ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 本会議質疑を聞いていまして、民間活用事業の適否の判断はするの
かしないのかという質疑に対して、その適否の判断はするものではないというふうにお答
えになりました。

今、お答えになられた第3条任務の（4）で、PFI以外のことも民間活用のそういう
審査をするというふうなふうに聞き取れたんですけれども、そうすると、PFIの適否の判
断するものではないというふうにお答えになられたんですが、PFI以外のものも取り扱
って審査するというのは、イコール適否をそこですということにならないんですかね。
私の理解がちょっと、もう一度お願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） まず、審査委員会にかけるに当たりまして、内部で調
査等をして、例えば、指定管理が適当なのか、それから、このPFIを使って事業を行う
のが適当なのかというようなことはまず内部調査をして、そこでPFI事業でいくとい
うふうに判断したものをこちらのほうの審査委員会で妥当なのかどうかというような、
この審査委員会にかけるものを選択して、なので、指定管理がいいというふうにも
判断されたものについては、ここには基本は上がってこないようなこととなります。

例えば、単なる指定管理、今されている事業で、期間が終わったので、期間満了でもう
一度更新をするというふうなものについては、基本的にはここに上がってこないとい
うようなこととなります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 そうしますと、まず内部調査をして、民間活用、いろんなパターン
があるんですけど、PFIがいいのか、指定管理でいいのか、その他がいいのかという、
今、内部調査と言われました。

それは、今までの駐輪場整備、今、行っている駐輪場整備のことにちょっと置き換えると、内部調査というんですけど、それも外注、駐輪場の場合はコンサルに出したんですが、そういったことは従来と変わらない、内部調査、民間がいいのかどうかという調査することは、今後も今と変わらないということですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） そうですね。内部で調査をするのに、民間に委託をして調査をするというようなことはこれから先もあり得ることなので、今までと変わらないということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 そうしますと、ちょっと私の理解では何か二重にならないかなというふうに思うわけです。外部調査、出して、P F Iがいいのか、何がいいのかという調査を委託でするわけですよね。もし、この46号の設置条例が制定されますと、その審査委員会の中で、P F I、いいのかどうかというふうで、ちょっとその辺がちょっと理解がすつと飲み込めないんですけれども、その二重というふうな感じにはならないんでしょうか。もう一度。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 内部で、例えば、委託を使ってというようなことで調査をした結果、実際にこの事業を進めるに当たって、順次、公表だとかをしていくことになるものですから、こちらのほう、内部で調査をした結果がこの事業として適しているのかどうかというような内容を審査をしてもらう機関ということになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 聞いていてもよく分からないんですけど、そもそもこの審査委員会に上げる前に、P F Iでいくのか、指定管理も使うのかというようなことは十分審査した上で、この審査会に上げるんじゃないんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） どの方法を取るのかということ自体は調査をして、それで何を使うのかというようなことは調べますが、じゃ、実際にP F I事業として進めて

いくに当たって、内容を実際公表するのに、決められた項目だとかを出して、それで公表しなければいけないんですが、その内容自体が、例えば実施方針ということなのであれば、法で定められた項目だとかがあるものですから、その内容自体が適正なのかどうかというようなことを審査をしてもらう機関ということになります。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 この委員会条例は、P F I法でいくということを市の当局がその方針、基本的な方針を確立した場合、した後に、じゃ、具体的にそれをどういうふうに進めるのか、その進め方の方針とか、そういうことを審査する、あるいは、進め方を確認する、事業を選定する、そういう作業に入るときの委員会条例という意味じゃないんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 委員のおっしゃるとおりです。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この審査委員会に上がってくる前に、P F Iがいいのかどうかということ为先ほど民間委託も含めて検討するというような話が出ておりましたけれども、そのP F Iにするかどうかというのはかなり専門的な、その段階で専門的な判断が必要になると思うんですけど、どうやってやるんですか、これ。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 議案第47号のほうで、この審査委員会以外にもう一つ報酬額のほうを上げさせていただいているアドバイザー、こちらの方に、専門的知見をお持ちなものですから、その方にいろいろと支援をしていただいってつくっていくというようなことですね。

あとは、実際に調査だとか、そういったことを外部に委託をするということなのであれば、専門的などころでというのでつくってもらうというようなことになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 よく分からないんですけど、47号で出てくる審査委員は、この審査会の委員だと思うんですけど、その委員に、P F Iにするかどうかという前の段階からもう相談するということですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） いえ、アドバイザーは審査委員ではございませんので、事務局側のほうのこういったものをつくることを支援してもらう立場の方です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

（ちょっと待っての声あり）

（関連ならの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 アドバイザーは委員ではないということですけど、47号って、これは審査委員会の委員の報酬じゃないんですか、これは。アドバイザーとほかの委員とは別という。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 別でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 P F I のこの審査会にかける前の判断が物すごく大事だと思うんですけど、アドバイザーは活用するなら活用するとして、その市民的なチェックとか、そういったようなことは何かあるんですか。みんな役所と役所が頼んだ業者か専門家か知らないけど、そういうところでみんな決まっていくんですか、これ。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 基本的には、この委員会では、先ほどからお答えしているとおり、P F I 法にのっとった手法を採用するというのを決めた後にこの審査委員会に諮っていきますので、その前段階については、いろんなところで意見を聞いたり、アドバイザーにお話を聞いたりして、こういう方式でいこうというのを決めます。

条例の3条にありますように、任務としてP F I 法にのっとったものを挙げております。この中で、基本方針だとか特定事業の選定ということで、こういったところを公表して、パブコメのような意見を求めています。

実際には、これに参加しようという意欲の高い事業者からの質問になるのかなと思うんですけども、一般の方もここで意見を言っていて、そういったことは参考にして

いけるのかなというふうに考えています。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の件は、パブコメ等の方法で市民が何らかの形で参加ができるような方法は考えていくという、そういう理解でよろしいですね。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） パブコメという制度を使うわけではないんですけど、このPFI法の中で、この実施方針を公表したときに意見を伺うルールになっておりますので、そこでパブコメのように意見を伺うことができます。

それを反映して、特定事業の選定ということで公表しますので、一定程度、その意見が反映されるというふうに考えています。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 実施方針の公表というのは、既にPFIでやるということが決まった後での実施方針ですので、私が聞いているのは、PFIでやることがいいか悪いかという段階での意見の聴取はないのかという、そういうことなんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） その事業の手法については、委託でいくのか、委託というのか、これまでどおり、建設事業を想定すれば、市が設計を出して、単独でやるのか、PFIの手法でやるのかというところで、市民に直接意見を聞くというのは、これまでも建設等では市議会の予算というレベルでやってきたのかなと。

物によっては直接意見聞くこともあると思うんですけども、ただ、このPFIでいくというふうに決めた場合は、一番最初に議会のほうで債務負担行為の議決をいただかないと公募にも入れませんので、そういったところでは意見を伺っていくのかなというふうに思っています。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 46号の第4条、組織のところの中で委員10人以内、（4）で市職員

というふうにあるんですが、市職員さんが入る理由、いないといけない理由、事務局という立場ではなく、市の職員さんがここに入る理由と、あと47号の報酬のところ出てきますが、市の職員さんにも報酬は払われるんでしょうか。2点。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） まず、市の職員でこちらのほうのPPP・PFI部門の所管をしているのは行政経営部と、それと、その事業の担当部署の職員というものを市の職員として想定しておりますが、そちらのほうにつきましては、外部の方だけでは事業自体が分からないような部分もあるかと思しますので、そのために市の職員がいるというようなことです。

もちろん公務員ですので報酬は支払われることはございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 3条の1項の1号ですか、実施方針のことが書いてありますけれども、この実施方針は、多分これを定めないとこの法的には、定めて公表しないと特定事業が実施できないということなので、必ず制定するものかなというふうに思いますが、そういうことで間違いはないかどうかということと、それから、先ほど、法にこの内容が決められているということですが、実施方針にはどういうことを定めるのかということについての説明をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） この法律の第5条の第2項に7つ、具体的にこういうものを定めなさいというふうなふうに事項が定められております。そちらのほうを全部お伝えすればよろしいですかね。これ、法律のほうなので。

まず、例えば、特定事業の選定に関する事項、それから、民間事業の募集及び選定に関する事項、民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項など、合計で7つ定められておりますので、そちらのほう全て実施方針に載っているようなものということで作る、作成をすることになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

以上で質疑を……。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の実施方針は、先ほどの話ですと、実施方針ができたときに公表して、パブコメかどうかは別として、何らかの形で市民の意見は取り入れるというようなニュアンスの回答だったかと思いますが、それはそういうことで間違いないのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 手順としてはそのようになっております。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 このP F Iで想定される事業、直近では給食センターが想定されるというような、本会議ではそういう答弁でしたけれども、そうなると、それはいつ頃のことになるのでしょうか。それとも、まだ分からないほど先のことなのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） そちらのほうにつきましては、まだ時期等、決まっておられませんので未定でございます。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、いつだか分からないようなことなただけど、もう条例は今出てきているという、そういうことなんです。

それで、尾三地区ではこういう例がないということですが、例もなく、いつこの審査会を開くかも分からない段階で今条例が出てきておることかなと思うんですけど、直近、想定されるのは給食センターということであれば、その給食センターの事例とか、成功例とか、そういったものについての研究はされましたでしょうか。

また、それはどういう結果だったのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 私が本会議場で御答弁申し上げました尾三地区では、こういった条例の設置についてはないということなんですけれども、隣の東郷町さんでは、少し前に、小学校の建設だったと思うんですけれども、こういった委員会を置いて審議はされたのかなということとはちょっと調べております。

それから、高浜市さんだったと思うんですけれども、あそこもP F Iの活用でこういった委員会のほうを設置してやられているかと思えます。

あと、名古屋市だとか岡崎市、大きいところ、こういったところは条例制定をしてやっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そういふところを見て、そういうところが非常に優れているということとこの条例を出してきたのではないかなと思うんですけど、どういうところが優れていましたか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） P F I 自体が、法律の改正も含めて、国が強く今、推進をしております。このたび出されました骨太の2022ですかね、その中にもこういったことが強くうたわれておりますので、方向的には民間活用を進めていく必要があるというふうに考えています。

そういったことを優先的に検討しろというのは、10万人以上の規模の自治体には政府のほうが強く推奨するというんですかね、義務まではなかったかなと思うんですけども、そういった動きもありますので、それに備えていくということでございます。

それから、給食センター、時期のほうは未定なんですけれども、公共施設の管理計画のほうで示しておりますとおり、そんなに遠くない将来に、施設のほうも老朽化しておりますし、これまでボイラーだとか食器洗浄機の予算の計上のときにも、あと何年使えるんだということで厳しいお叱りもいただいておりますので、そういったところに向けて準備は進んでいる状況でございますので、時期はちょっと申し上げられませんが、近い将来に更新は来るのかなと思っております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 議案第46号で、この条例とサウンディングとの違いを教えてください。ごめんなさい、聞こえたかな。

○総務委員長（青木 亮議員） もう一度。

○いとうひろし委員 議案第46号で、この条例の一部改正をやる件で、サウンディング調査との違いを教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） サウンディングというのは、その仕様書を作る段階において、より民間の活力が活用できるように、仕様の一部をこういうふうにすればこういったことができますとか、こういった条件を外していただくともっとこういった参加ができますとか、より幅広く、さらに効果高くするために行っておりまして、実際にサウンディングをやった案件は、その後の公募者数が非常に多くなっているということがございます。

こことの比較なんですけれども、さっき少し申し上げました実施方針を公表をしたときに意見をいただきます。そこはもちろん一般の方もいただけるんですけれども、やはり参加意欲の高い業者からの意見が他市の事例を見ても一定程度あるのかなど。その中に、次の特定事業の選定に向けて、要は、PFIの仕様を細かく固めていく段階において、サウンディングのような効果というんですかね、よりいいものに向けて、民間活力を活用した、しやすい方向に向けての仕様の変更というんですかね、そういったことができますので、ちょっとサウンディングのような形なんですけど、そういった制度、直接ではないんですけれども、同じようなことはやっていくというふうに認識しております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 民間活用ということで、今、市、民間活用、いろんなタグを組んでやっていくというのはすごくいいことだと思っているんですが、いろんな方面でそういう民間が進んでおります。

今回、この設置条例案を出してこられるに当たって、こういった指定管理だとか民間委託だとか、そのメリットの部分もあるんですけれども、そういった今まで豊明が民間を取り入れ、また、一緒にやってきたことについての検証はされたんでしょうか。された上でこの新しいまた民間活用事業推進委員会設置をしようというふうな過程は踏まれてきたんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 例えば、指定管理者制度で申し上げますと、モニタリングという制度がございまして、その中で、様々、検証のほうはやっているのかなというふうに思います。

今回のこの条例は、先ほどから出ておりますとおり、PFI法にのっとったものということで、基本的には、大きな建設行為を伴います。伴わない事例もあるんですけれども、

想定は大きな建設を伴いますので、そういったものは、今までは市独自で予算計上して、設計をして造ることが一般的だったんですけれども、今は民間活用というところで、例えば、VFM、バリュー・フォー・マネーということで、どちらが行政に対する負担が少ないかというところを検討して、やっぱりPFIでやったほうが有利だということが一定程度出ていますので、本市においても、これから具体的な事例が出てくれば、当然そういったことは踏まえて、独自でやったほうが安ければPFIは導入しませんけれども、今の状況ですと、PFIを活用したほうが民間活力の活用、それから、私ども行政に対する財政上の負担においても有利になるということが想定されますので、そういった点でこういった方向で今、進めているという状況でございます。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 47号の民間活用のアドバイザーですけれど、このアドバイザーはどのような方を想定されているのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） PPP、PFIに精通した方を想定しております。基本的にはコンサルティング業者の方という想定になっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 この表を見ますと、費用弁償の欄が旅費条例による3級職相当とありますけれども、3級職というのは豊明市の職員の3級だと思んですけど、3級は職階では何ですか。これ、副市長、元人事だからよく分かると思いますが、副市長でなくてもいいですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 市でいう主事級でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 市でいう主事級というと、そう言っただけで、相当下位の職員ですけれど、このアドバイザーというのは民間のコンサル会社でそのくらい下位の職員がアドバイザーとして来て、その教えを受けてやるということですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 旅費については3級相当というふうになっているもので
す。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 この旅費というのは、その人の職階、その人のレベルの高さによって
旅費が支給されるわけですので、現に、その下の民間活用審査委員ですか、委員長は8級
相当ということになってはいますが、アドバイザーは3級ということは、市でいえば主
事相当ぐらいのレベルの人に豊明は教を乞いながらやっていくという、そういうことな
んでしょうかね。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 大変失礼しました。主事級ではなく主査級でございま
す。

3級相当にしたのは、市街地整備アドバイザーというものが先にあるんですが、そちら
のほうも3級相当というふうになっておりますので、そちらのほうと合わせたというよう
なこともあります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっとくどいようですが、主事級ではなくて主査級であっても、
係長にも満たない職階ですよ。だから、豊明市役所で係長にも満たない職階の職員とい
うのは、職員には失礼ですけど、相当下位の職員なんですけど、そのぐらいのレベルの方
がアドバイザーとして豊明には見えます。いや、別にいいんですよ、そういうことならそ
れで。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 今、旅費のことでということで3級相当というふう
にしているんですけども、実際、こちらのほうの1万8,400円につきましては、金額を考
えるに当たって、国の各省庁の申合せ事項である謝金の標準支払基準というものを参考
にしております。

こちらのほうで、民間の係長・主任級を想定して、時間単価4,600円ということで額のほう
は出しております。1回当たり4時間相当ということで4,600円に4を掛けた1万8,400
円という金額を出しておりますので、旅費については3級相当としておりますが、報酬に
つきましては、民間の係長・主任級というような想定で出しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 素朴な疑問でいくと、旅費規程は級によってどれぐらい違うかというのが、基本的なところが私、分からないんですけれど、単純に考えますと、委員長の1回当たりよりも多いアドバイザーの人の報酬額の旅費がえらい下だという、このバランスが合わないなというのが率直な感想です。ですけど、先ほどのあれで、前の市街地整備アドバイザーとの関連だということですので、それはそれでいいですけど、率直にそんなところは感じるんですけど、そこら辺はいいんですかね、内部の関係でいくと。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） まず、交通費については、今、ほぼ実費なものですから、それについては、8級でも3級でも同じ計算の仕方になりますので、もし宿泊を伴うような場合には差が生じてくるということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の表で下の8級になっておるところですけど、8級相当職というのは、古い部長か参事ぐらいかなと思うんですけども、これは豊明の職階でいうとどこですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 部長相当です。こちらの8級にしたの、ほかの附属機関の委員と同じ扱いでというようなことで8級とさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 少し補足させていただきます。

ここの、まず、旅費条例の3級、8級ということなんでございますけれども、立てつけから、従来からこういう形になっておりまして、具体的なこれだという理由は、今、私、ちょっと明確に思い出せないんですけれども、基本的には、会議の回数が多いような委員の場合ですと、この8級という形になります。

あと、それぞれの、職の特性に応じて、可能性として出張が多いとか、あとは宿泊費、宿泊はなかなか現実的にはないんですけれども、ここでいう旅費条例でやってくると、交

通費はもう実費弁償ですので、これ、差がございません。そうなってくると、出張を伴うような業務が多いのか少ないのか、そういったことも、職責も総合的に勘案して、3級か8級かという振り分けを従来からしております。

今回の場合は、この民間活動事業推進アドバイザーについては、専門的な知見をこちらのほうで出向していただいてといいますかね、職員と席を同じくしていろいろ話していただくという、そういったほうの機会が多いだろうという形で、こちらの3級が相当であろうという形で今回は貼り付けたと、こういう御理解でお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第46号、47号、50号、全て反対の立場で討論をいたします。

詳しくは本会議でやりますので簡潔に言いますけれども、46号は、近隣にも例もない、お話を聞いたところでは、どういうところがそんなにすばしかったかというようなこともあまりよく分かっていなくて、P F I でやるのが今の方向だとか、国が推奨だとかというようなこと言っておられますけど、このP F I とよく似た第三セクターは国が推奨して全国に広がって大失敗をしたというようなことがあって、国の推奨なんかは全く当てにならないと私は思いますので、豊明市独自でメリット、デメリットをよく考えた上でやるべきことではないかなと思います。それができていないと。

それから、具体的に給食センターが候補として、近いうちの候補として想定されておるわけですが、豊明市は市独自の資金とか経営力、技術で日本一にもなるような、そんな教育をやってきたという伝統があるわけで、民間の技術とか、そういったものを借りる必要性がどこにあるのかという、私は全く見当が付きません。

子どもたちの教育に非常に重要な、非常に教育に影響のある事業を営利目的の民間企業に、言ってみれば、売り渡すようなことになっていくのではないかなというふうに思います。

それから、47号につきましては、先ほど職階、こだわりましたけれども、単なる旅費の問題ではなくて、その旅費がそのポストに就く人のレベル、職務的なレベルといいますか、専門度だとか、そういったものを表しておると思うんですね。それが豊明の主査級ぐらいの人をアドバイザーにして、豊明が何十億も恐らく使うことになるようなP F I の事業に

ついて相談をしていくということで、本当に役に立つアドバイスがそこで得られるのか、あるいは、そういうことのできる人材を得られるのか、非常に疑わしいというふうに私は感じます。

これは47号は、46号は反対ですので、これも反対ということになります。

それから、50号につきましても46号と関係があります。指定管理者にはそもそもしないという本会議場での答弁があつて、先ほど、そういうその指定管理者とこのPFIとどう関係があるのか、どうも説明がよく分かりませんでしたけど、いずれにしても、この3件は関連のあるものですので、反対といたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 議案第46号、47号、そして議案第50号、これは採決は別々にするというので、討論もちょっと別々で言います。

議案第46号は、公共施設のPPP事業の中のPFIが適切に運営されているかということをやるところで、審査するところで、会計士や専門職、有識者や大学教授で構成された委員会で、優先交渉権の選定をし、事業実施のモニタリングを行うため、民間活用事業推進委員会を設置して審査していく中で、公共施設への整備ではまた、国が推奨する民間活用に取り組むために必要だと思います。

先ほど答弁でもありましたように、サウンディングとの差別を行い、また、これ、最初から指定管理ありきではないということが考えられますので、私は賛成とします。

そして、議案第47号は、知識や経験、有職者さんによりお支払いする報酬、これは近隣市町の状況や、市街地整備アドバイザーの報酬も参考にされており、適切だと考えます。

民間活用事業推進委員会推進委員の報酬も、会議等が早く終わった場合には減額の報酬となっており、PFIに精通したコンサルティングも考えられており、精度が高いと考え、この改正に賛成します。

そして、議案第50号は、指定管理委員の適用を除外して、指定管理審査委員会に変わるものであり、46号からの関連があるので、こちらも賛成といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 議案46、47、50、賛成の立場で討論します。

これは私の基本的な考え方なんですけれど、どこの企業でもそうですけれど、行政でも同じだと思うんですね。要するに、限られた人、物、金、情報、こういうやっぱり経営

資源の中で、行政の立場ということでいくと、その限られた資源の中で市民の方に最大の公共サービスを提供するにはどうすればいいかという、これは同じ立場と思うんですけど、行政の立場からいくと、私はもっと民間にできることは民間にと、やっぱりそういう時代だと思っています。

その代表的な取組がこのPFIという方式、このPFIは民間資金と民間ノウハウを活用するという手法ですので、その事業施設内容によっては、豊明のレベルというか、人口、資金力であっても、もっとPFIを取り入れたほうが資金の有効活用になる、あるいはサービス向上になるというふうに私は確信をしております。

したがって、その第一歩である今日の第46の推進委員会の設置、これについてはもう大賛成でありますので、基本的にそんなことから賛成討論とします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第46号、47号、50号について、反対の立場で討論いたします。

民間活用、今、民ができることは民でというのは、私も、それ、賛成です。民間活用することによって市民サービス向上、コストも節減できるというふうで、それはいいんですけども、今、本市がすごく民間に委託が増えてきています。それを否定するものではないんですけども、それを丸投げをしてしまうことによって、同時に、市の職員の皆さんの専門性というのか、能力も、同時にそこから学んで上がっていけばいいと思うんですけども、今までのいろんな工事のことだとか、いろんなやり取りをさせていただいた中で、交渉する、民と対等に渡り合っていくことがもう必須だと思っています。

なので、この民間活用事業を推進していくことは理解はするんですけども、あと、答弁の中で、国もPFI法で推奨ということもあるんですけども、私も、国が言っている枠組みがいつも正しいと私は限らないと思いますし、行政の方向がどんどんどんどん今ちょうど変わってきているときであるので、一度、きちっと今までの豊明が指定管理だとかの検証、モニターで市民の声を聞いたり、モニター調査しているとおっしゃったんですが、もうちょっと根本のところの行政の役割、今後担っていくところをきちっと踏まえた上でこのこういった審査委員会を設置してやっていこうというのなら分かるんですが、その辺のところのビジョンというのか、市の負担がないことはおっしゃったんですけども、今後、民に任して、民にできることは民に任していくんですけども、じゃ、行政の使命の部分はどういったものであるべきかということがちょっとあまり見えてこないというのか、検証もされているようなふうになんか伺えなかったもので、3つの議案について反対の立場を取らせていただきます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第46号、47号、50号に対して賛成の立場で討論いたします。

今の世の中の流れとしては、P F Iであるとか指定管理、包括民間委託、公設民営といったP P Pの流れというのは逆らうことできないというか、当然ながらこういった流れになってきているのかなと思っております。

当市において給食センターでのそういった話がありますが、そういったものに対してこういった委員会を開いて報酬を払うには、まず、こういった条例制定をしていかないといけない。なので、そういったものに対しての準備だというふうに私は理解しております。

1つだけ申し上げておきますと、P F Iのちょっと危険性として、競争原理が働かなくてサービスの質が低下するというおそれもありますので、これはあくまで一説なんですけれども、その点を留意していただいて、今後も注意して事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第46号について採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成多数であります。よって、議案第46号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号について採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第47号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号について採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成多数であります。よって、議案第50号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前 11 時 8 分再開

○総務委員長（青木 亮議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第48号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） では、それでは、議案第48号 豊明市税条例等の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことから提出するものであります。

主な改正は5点ございます。1点目は、納税証明書の交付、固定資産課税台帳に記載されている事項の閲覧等において、住所が明らかにされることにより生命や身体に危害を及ぼすおそれがあるなどにおいて、その住所に代わる事項を記載するもの。

2点目は、上場株式等の課税方式を所得税と一致させるもの。

3点目は、配偶者が退職手当を有する場合、扶養親族の申告書に配偶者の氏名を記載しなければならないとされたもの。

4点目は、住宅ローン控除の延長に伴うもの。

5点目は、固定資産税に係る、いわゆるわがまち特例において課税標準の特例を定めるものの5点でございます。

条文といたしましては、1条で豊明市税条例の一部改正、改正文、2枚おめくりいただいて下のほう、第2条で令和3年豊明市条例第20号の一部改正であります。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表、1条ですけれども、1条について御説明をします。

1ページ、第20条の4では、納税証明書の交付において住所が明らかにされることにより生命や身体に危害を及ぼすおそれがある場合などにおいて、住所に代わる事項の記載をしたものを交付することについて規定しております。

次に、ページは飛びますけれども、同様の改正として説明したいと思いますので、7ページをお開きください。

7ページの中ほどの下、第67条の2、そして、その次のページの上段、第67条の3においては、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付についても同様とするということを規定しております。

1 ページにお戻りください。

次に、これも幾つか同様の改正でございますので、まとめて説明したいというふうに思っています。

中ほど下の32条、4、第4項中にある特定配当に係る所得及び、1枚めくっていただき、これも中ほどの同条第6項の中にある特定株式等譲渡所得。

続きまして、9ページをお開きください。

附則第16条の3、第2項の上場株式等に係る配当所得、そのほか、この条例にて同様な改正のある配当等に係る所得についてでございます。これらの所得につきまして、これまで申告の方法によって、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能でありました。あったんですけれども、確定申告に基づいて課税方式を一本化するということになったという規定でございます。

5ページにお戻りください。

5ページの下の方、第35条の3の2におきましては、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についての改正を規定しております。

次のページを開いてください。

中ほどの第35条の3の3においては、同様に個人市民税に係る公的年金受給者の扶養親族の申告書について、退職手当を有する配偶者の氏名を記載し届け出ることについて規定をしております。

8ページをお開きください。

8ページの中ほど、附則第7条の3の2では、住宅ローン控除の延長について規定されております。その下、附則第10条の2では、固定資産税の課税標準の特例の割合、いわゆるわがまち特例について規定しております。

第2項では、令和4年4月1日以降に供用開始をする下水道除害施設に係る特例で、課税標準を現行4分の3から10分の7以上10分の9以下の範囲内で、市が規定する割合を参酌基準の5分の4に見直すことについてお示しをしているもの。

その下の第17項では、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例で、課税標準を3分の2以上6分の5以下の範囲内で、市が規定する割合を参酌基準の4分の3とすることをお示ししているものについて規定をしております。

13ページをお開きください。

附則第25条の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の特例については、先ほどお伝えした附則第7条の3の2における住宅ローン控除の延長に伴う改正により、当該の規定が必要なくなったことにより削除をするものがございます。

続きまして、2条についてお願いいたします。

同じ13ページの下段、令和3年豊明市条例第20号で、市税条例の一部を改正させていただいたものを改正するものであります。この条例の1条において、第35条の3の3、第1項を改正するため、2条において同条同項に係る規定の整備を行います。附則第2条第2項では、対象条項を示すための規定の整備でございます。

なお、この条例の附則といたしましては、各改正の施行日と経過措置についてお示しをしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 個人市民税関係の上場株式の課税方式を所得税と一致させることについて確認したいんですけれども、今まで上場株式で儲かったよと。それを申告する人しない人それぞれで、申告しないと分からなかったものを、今回のこの一部改正によって所得税と一致させるということでそういった方も分かるようになるというふうなんですけど、具体的にどういった仕組み、方法でそういった公的機関がつかめるんですか。結局は自己申告なんですか。もうちょっと仕組みをお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） じゃ、もう一度簡単にではございますけれども、概要を説明したいと思います。

今現在の配当所得等につきましては、確定申告をする方法と確定申告をしない、いわゆる申告不要というふうないうんですけれども、確定申告をしない場合は申告不要という言い方をするんですけど、それは所得税とか住民税とか、既に天引きされているものでございます。これまでは今現在は、例えば所得税を確定申告をして、住民税を申告不要にすることが可能でありました。ところが、今回この改正で、所得税の確定申告をした場合は、市県民税のほう、住民税のほうも確定申告をするということ、その情報によって住民税を計算するということの改正というふうになったという改正でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員　こういうことになるんですかね。今までは申告不要制度とか申告分離制度という、配当金に係る税金だよ。その配当金に係る税金の申告の仕方が、これからは所得税と一致させるということは、所得税は累進課税ですので、最高40%。今までは15と5%で20%の税金、払っておればそれで済んだんですけど、令和6年からは配当金の配当所得も総合課税ということで、所得税と同じように累進課税になるという、そういう理解でよろしいんですか。

○総務委員長（青木 亮議員）　答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君）　確定申告をする場合はそういうふうに住民税も所得税もそういうふうになります。

もう一つ選択として、両方とも申告不要にするという方法があります。そのどちらかを個人が選択することになります。先ほど申しましたとおり、これまでは確定申告、国税を確定申告、市県民税を申告不要にすることが可能であったんですけども、今回の改正で、それを国税の確定申告する場合は住民税も確定申告の情報を使うし、両方とも申告不要にするのであれば両方とも申告不要にするというような改正になったということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員）　ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員　素朴な質問をしますけども、この議案説明のときに頂いた議案説明資料で、これ、皆さん分かりやすいと思うのでこれでお聞きしたいと思っておりますけれど、改正内容の1番の証明発行とか閲覧の関係のところ、地方税法382条の4の規定による、住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないということなんですけれども、これはDVの関係ですけれども、この住所に代わる事項というのは、具体的にはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員）　答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君）　施行規則では、住所の削除、もしくは住所に代わるものとして市長が適当と認める事項というような内容が記載されております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員）　ごとう委員。

○ごとう 学委員　その市長が……。指名されたのかな。

○総務委員長（青木 亮議員） はい、いいです。

○ごとう 学委員 いいですか。市長が適当と認めるものというのはちょっとよく分からないので、それが例えばどんなことがあるのかなということを私、知りたくてちょっと質問したんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 施行規則にはそういうふうに定められておりますが、基本は住所の削除というふうに考えておって、市長がどういうふうに適当に定めるかどうかというのは、これから運用によって協議によって定める、もしくはそれを利用しないという選択もあるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の資料で、個人市民税関係の②の、配偶者が退職手当を有する場合にこの配偶者の氏名を扶養親族申告書に記載しなければならないという、そういう改正ということなんですけど、このことによって税収増とか、あるいは税務課の事務の軽減とかそういったような効果があるのか。もしその効果がある程度数量的で示せるものなら、そのことについて御説明をお願いいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） 加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） これは基本、事務運用上の規定の整備でございまして、税額については異同はございません。事務運用の話ですけども、これまで基本を申しますと、この所得税法に係る合計所得金額と市民税に係る合計所得金額の定義が違っております。これは何かというと、所得税については現年分離課税される退職手当を含むもので、市民税については現年分離課税をされる退職所得を含まないというようなルールで、その点において非常に事務上に相当な労力を要しておりました。

今回、一応事務上の規定の整備をされたことで、扶養親族等に退職手当を有する方の名前を書くことで、当初の納税通知の発送のときまでは事務手続が少し簡素になったということでございます。

退職手当の、分離課税される退職手当としてこちらのほうに届出が出る件数は大体130から50ぐらいだというふうに認識しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 その下の③の住宅ローン控除の適用期限を延長する改正ということなんですけれども、一般的に考えると、適用基準が延長されれば控除額が増えると。これ、本会議の説明でも着工が減少しているのというような御説明がありましたので、有利になるような改正かなというようなふうに思えるんですが、何か率が0.7%というような、そういう答弁が本会議でもありましたけれども、この控除額が増えるというふうに考えていいんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 市民税においては、原則所得税の住宅ローンの控除可能額のうち、所得税で控除し切れなかった額というものが住民税で減額されることとなります。先ほど1%が0.7%に変わるというのは、所得税において住宅ローン控除を計算する際に1%から0.7%に変わる、減額されるというふうになっております。それは令和元年10月に消費税が8%から10%になったことに伴って1%ということですと来たんですけども、この住宅投資への需要の平準化対策が一応終了したという理解において、1%から0.7%に減額をされたんだろうというふうに考えております。

ただし、議案質疑でもお伝えしましたが、新型コロナウイルスの影響で景気が後退して住宅取得に係る投資というのがまだ回復していませんので、住宅ローン控除の期間は13年間に延ばしたままにしていこうと、延ばそうということというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

以上で……。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 あと一点だけですけど、ちょっとこれは財政に関わることで、財政課長にお聞きしたいんですけども、3番の固定資産税のわがまち特例の課税標準の特例の関係なんですけれども、この課税標準額を参酌基準どおりに今回しようということなんですけど、参酌基準どおりといいますか、法定の参酌基準どおりにしようという改正ですけれども、この分についての交付税での補填といいますか、課税標準を下げれば税収が減る。減るけども、基準財政収入額に算入すれば交付税で75%は補填されるということになるかと思うんですが、そういうことになるのかどうなのかということと、それから、仮にですけど、市がこの参酌基準の範囲内でもっと高い課税標準の減額率、あるいは低い減

額率を取ったときにはどうなるのかということについて、参考までに教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 参酌基準の値が交付税算定、収入額の基準となっておりますので、ですので、参酌基準よりも税収が増となる値を適用すればその分が自治体の収入となりまして、逆に税収が減となる数値を適用しますとその分は計算に入りませんので、自治体はその分を負うこととなります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 増になった場合と減になった分は分かったんですけど、参酌基準どおりだった場合は算入されるという解釈でよろしいのでしょうか。というか、交付税で補填されるという解釈でよろしいのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） そうですね。それが基準になっておりますね。その分が計算に入るということとなります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございますか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その関連ですけど、貯留機能保全区域の指定を受けた土地ということなんですけど、この指定を受けた土地って豊明はあるんですか。愛知県ではいずれもその区域は指定されていませんと書いてあるんですけど、豊明はあるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） ありません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の関連で、その基準というのはどういった基準なんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） これは都道府県が指定するものですから、今、ここで基準に

についてはお伝えすることができません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 例えば、この条例改正が施行された後、こういったあくまで県が指定するんだけど、その市からの申請になるんでしょうか。本市でもそういうつかるところはあるんですけども、その貯留機能保全区域というのが市からの申請になるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 県からの情報が来るといふうに理解をしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 その下の下水道除害施設に係る特例に関してですけれども、本会議質疑で、令和3年度は申請がなかったというふうなお答えだったんですけども、これは該当する事業所さん、あるのかと思うんですが、その方たちが知らないのか、それともこういった除害施設で処理をせず流しているのか、どういう、どうしてゼロなんんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） この制度につきましては昭和51年に創設されておまして、かなりの期間がたっております。恐らくは申告される方々は税理士さんとかを通じて申告されるというふうに思っておりますので、申告そのもの自体については税理士さんが主に理解をしているというふうに考えております。令和3年度については申請がなかったということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じくこの下水道除害関連で、今回、4分の3から5分の4に見直すという内容になっていますけれども、何か素人の感覚ですと、そういった基準を超える事業者から出る排水をきれいに流すなら、税は、ちゃんと処理して流すということで減るのかなと思うんですが、今回、4分の3から5分の4にアップするというのは逆じゃないかなと思ったんですが、その辺はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○**税務課長（加藤健治君）** これは先ほどもお伝えしたとおり、当初のこの制度の導入が昭和51年度ですので、この制度、このルールに関わる一定の役割を終えて、課税標準が少し上がったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○**総務委員長（青木 亮議員）** ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○**総務委員長（青木 亮議員）** 以上で質疑を終結、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○**総務委員長（青木 亮議員）** 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第48号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○**総務委員長（青木 亮議員）** 御異議なしと認めます。よって議案第48号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

加藤課長。

○**税務課長（加藤健治君）** それでは、議案第49号 豊明市都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことから提出するものでございます。

主な改正は、都市計画税に係る、いわゆるわがまち特例において課税標準の特例を定めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表1ページ、附則第4項で、都市計画税の課税標準の特例の割合、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例で、課税標準を3分の2以上6分の5以下の範囲内で、市が規定する割合を参酌基準4分の3とすることをお示ししているものでございます。

そのほか、適用期間、適用条件は豊明市税条例の固定資産税と同様でございます。

また、附則第4項にて規定をしたため、以下、項ずれをして繰り下げられ、各項に規定されている項についても項ずれにより改正しております。

なお、この条例の附則といたしましては、改正の施行日と経過措置についてお示しをしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 こちらも先ほどの48号とあれですけども、豊明で、都市計画税だから宅地と思うんですが、豊明で該当するところはあるのでしょうか。ない。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 現在のところ、ございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第49号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって議案第49号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第4号）についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第53号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち総務課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳出を御説明いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

一番上の欄、2款 総務費、1項7目 財産管理費、財産管理事務事業の消耗品33万円の増額でございます。これは事業所に対しまして、令和4年10月1日から義務化をされま

す運転前後の機器によるアルコールチェックを実施するため、アルコール検知器を導入するためのものです。

以上で総務課所管分について御説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 続いてお願いします。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、公共施設管理課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。同じく10ページ、11ページを御覧ください。

上段、2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業6,289万1,000円については、右の説明欄1行目、手数料522万2,000円の増につきましては、令和5年度に工事を予定しております施設のアスベスト分析調査に関する費用の追加の計上でございます。

2行目、文化広場グラウンド管理棟長寿命化調査委託料429万円は、いわゆる勅使グラウンドのスタンド併設管理棟における長寿命化調査に要する費用でございます。

3行目、館小学校校舎設置調査業務委託料572万円は、校舎設置に当たっての設置予定位置の地質の調査や電気給排水設備の延伸に基づく調査、また、その調査に基づいた基本計画の作成に要する費用でございます。

最後に4行目、トイレ改修工事費でございます。4,765万9,000円ですが、こちらは学校や保育園など、既に改修が完了、もしくは別途改修計画にある公共施設以外のトイレの洋式化を進める費用でございます。

次に、歳入の御説明をいたしますので、予算書8ページ、9ページを御覧ください。

同じく補正予算書の5ページ、第4表 地方債補正にも記載はありますが、こちらで、8ページ、9ページで御説明いたします。

下段、21款 市債、1項1目 総務債は、右の説明欄、公共施設トイレ改修事業4,280万円は、歳出で説明させていただきましたトイレ改修工事費に充当するものであり、充当率は90%です。

最後に、補正予算書5ページをお開きください。

上段、第2表 繰越明許費の追加補正でございます。2款 総務費、公共施設管理事業572万円は、先ほどの歳出予算の説明の中のうち館小学校の校舎設置調査業務委託料について、年度内完了が困難であるため全額繰越しとして計上させていただいた次第でございます。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 続けてお願いします。

杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

下段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費、3 戸籍住民基本台帳事務事業、マイナポイント申込支援等業務委託料753万4,000円、個人番号カード出張申請業務委託料204万4,000円の増額です。国が健康保険証及び交付金受取口座への登録によって付与されるマイナポイントの申請を6月30日から開始します。申込者の増加が見込まれることから、申込みの支援を委託するものです。

また、出張申請業務委託については、昨年度と同様に、マイナンバーカードの申請者を募るため公共施設等へ出向き、市民の方が手軽に申請ができるようにするための増額です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

上段、14款2項1目1節 戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金204万4,000円の増額です。こちらは先ほど説明した個人番号カード出張申請業務委託料に係る国庫補助金で、補助率は100%です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 続けてお願いします。

青木企画政策課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） それでは、企画政策課所管分について御説明いたしますので、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

14款2項1目 総務費国庫補助金の右側説明欄、マイナポイント事業費補助金753万4,000円は、先ほど市民課所管分の歳出で説明のありましたマイナポイント申込支援等業務委託料に対する補助金で、補助率は10分の10であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

乗合交通事業3,321万8,000円の追加については、チョイソコとよあけ事業の契約が今年度末で終了しますので、令和5年度以降の新たな契約を令和6年度まで締結するため、債務負担行為を計上するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入、18款 繰入金の財政調整基金繰入金1億4,681万9,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方はページ数を示してからお願いをいたします。質疑のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 10ページ、11ページをお願いします。

上、公共施設管理事業の館小学校校舎の件です。これ、令和4年の予算特別委員会のときも私、ちょっと聞いたんですけども、館小学校だけがセーフティプラスワンで対応、ほかの学校は放課後子ども教室でやっているよ。そういったのを絡めてお伺いしたんですけども、これ、館小学校、また校舎を新設しないといけなくなった理由を分かりやすく教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、鵜飼委員も言われたとおり、予算特別委員会のほうで、館小学校だけ子ども教室をやっておきませんので、市内均一にサービスを提供するという観点から、子ども教室をやりたいということと言われましても、館小学校がなぜやっていたかといいますと、教室がなかったということがございますので、今回、プレハブで校舎を建てさせていただいて同じように子ども教室を提供する予定で今回計上させていただきました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 関連なんですけども、そのプレハブというのは仮の施設というような位置づけでいいのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） よろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今、御質問ありました仮のことなんですけど、少しそれについて説明をさせていただきます。

大宮小のときに仮設という表現をさせていただいたんですけど、ちょっと本設と仮設とい

う表現が少し混在しているところもあると思います。今回、ちょっと整理させていただきますが、一般的に建築基準法の絡みもありまして、仮設というのは、そういう法律的な絡みでいいますと、例えば興業建築物、何かイベントとかやるために半年とか1年、あと応急建築物、そのようなものを仮設といえます。

このようなプレハブ、今、お話ありましたプレハブ状のものにつきましても、ある程度の年数、5年、10年とか15年とかというものは、一応恒久的な建物で常設ということになりますので、今後は常設とかいう表現でさせていただきたいと思います。その中で、説明の区分けとしてプレハブ状のものとかという表現をさせていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これ、耐用年数はどのくらいなのでしょう。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 耐用年数は、一般的に財務省から示されています耐用年数からいきますと、鉄骨の厚みにもよるんですが、一般的に19年から27年というふうに表示はされておりますが、もう少し実際は長めなのかなという認識でおります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 あまり耐用年数長くないものを建てるわけなんですけど、これ、基本設計がここに上がっておるわけなんですけど、ということは、この後、本設計もやってさらに工事費も要るということだと思んですけど、トータルでどのくらいを見込んでおるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これはトータルというのは、逆に申し訳ありません。期間なのか費用的なものなのかというのは。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 費用的なもので、次に設計費が出てきて、その設計に対する工事費が出てくると思んですけど、それが幾らぐらいを見込んでおるかということです。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） よろしいでしょうか。まず、費用は今回、この上程させていただいたもの、今の金額に、ちょっと来年度のこの次の、今の実施設計になります。ここはまだ見積り等を徴集しておりませんので、正直、この段階ではまだ分からないというところでございます。

令和6年度、この先、実際造る、設置するということになります。こちらはまだこれも見積りを取らなきゃいけないので何とも先のことが分からないんですが、これ、もし本設で、本設って、ごめんなさい、プレハブじゃなくてちゃんとしっかり建てようとする、こういうものを調べる学校建設なんかを調べるホームページなんかがあるんですけど、そこで鉄骨造の場合は、坪単価、何か89万4,000円というものが掲載されております。そこから今回造ろうとする規模のものを建てようとする、約2億ぐらいらしいです。

ただ、当然プレハブ状のものにするにはそれより下ということですので、もちろん2億はかからないようにしたいと思っておりますが、まだプレハブの6年度に設置しますほうの見積りを頂戴しておりませんので、まだその点は不明でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） いう委員。

○いとうひろし委員 今の11ページのところで、館小学校の校舎建設事業ですけれども、これは児童が増えて校舎を建てるということじゃなくて、子ども教室をつくるために校舎を建てるという理解でよかったですか。分かれば、予定している平米数を教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 子どもの数は、今、ゼロ歳から5歳の子を見ますと若干微増はするんですが、現状よりあまり変わらない。ですので、教室数自体は現在と変わらなくて、先ほど御説明したとおり子ども教室と、将来的には児童クラブも含めた形を多少考えております。

それと、あとコミュニティ・スクール等を導入しますとまたそういった形で教室が必要だということで、これぐらいの規模をと考えております。

あと、平米数は、考えておるのが、特別教室の大きさの1個と普通教室の大きさの1個で2個なんですけど、2階建てを考えておりますので、全部で4教室分を考えております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかに。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今、少し補足のほうをさせていただきます。一応校

舎のほうは、今、話があったとおり2階建てを予定しておりまして、おおむね坪数でいうと1、2階の合計で、今回はトイレとか階段も造りますので190坪ぐらい。渡り廊下が当然、今回必要ですので、これで25坪ぐらい、これの以内でということを用意しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 同じそこに、館小学校に関連ですけれど、イメージ的にはプレハブの仮設のようなものではないと。仮設ではなくてプレハブのようなものだけど、プレハブ候もないと。もう少しグレードのしっかりしたもので比較的耐用年数も長いと、そんなイメージの校舎かなというふうに思ったんですけど、まず、そういうイメージでいいかどうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 多分、見た目はプレハブと少し変わらないのかなと思うんですが、当然購入のときのオーダーとして、ある程度、先ほど耐用年数の話もありましたが、そこそこもたせるつもりでおりますので、それを条件として出していく予定でありますので、例えば工場の現場事務所のプレハブとかというレベルとはちょっと違うと構っていただければ結構でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 見た目はプレハブ候のような感じではないかなと思ったんですけど、何か今の回答だと、見た目がプレハブかなという。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） おととしですかね。豊明中学校のクラブハウスを建てたんです。見に行っていたいただいた方もいらっしゃると思うんですが、あそこまではしっかりしたものではないです。例えば、あれは外壁をALCというボードで、しっかりしたボードで貼り付けております。あそこまでしっかりしてないんですが、現場事務所ほどのものではないんですが、もう少しレベルは高いんですが、外目からして、では、40年、50年とか60年とか建てるような鉄骨造の建物と同じレベルかといいますと、そこまでいくと費用が到底収まるものでも、こちらが想定している、収まるものでもありませんので、多少プレハブという見た目も残るかなという認識でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 分かりました。

もう一つは理由なんですけど、子ども教室をやりたいけれど教室がないということの説明で、4教室分ぐらいだということなんですけど、基本的にこういうことを考えると、館小学校さんはそもそも余ったというとなんだけれど、教室に余力がないということが一方強くあるという理解でよろしいのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 余力がないといえば余力がないんですけど、こういった形で計上させていただきますので。ただ、使い勝手からいいますと、あそこは校舎が1棟しかないんですね。4階部分に特別教室が集中しておりますと、こういった授業はやっぱ特別教室ぐらいの規模を使わないとやれないということもございまして、そういった意味で教室が少ないと考えております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 また館小学校ですみません。早い話が、空き教室じゃなくて余裕教室がないからということではないんですよね。

○総務委員長（青木 亮議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど放課後子ども教室とか、将来的には児童クラブでも使っていききたいということなんですけど、それだと相当長期にわたってというか、ずっとこれから使っていくことになると思うんですけど、それをプレハブで、耐用年数が短い建物で造るとするのはどういうことなのかなと思うんですが、特に費用面で、先ほど金額が分からないということでしたけど、鉄骨との比較をして耐用年数が短くてもしょうがないというような、そういう判断がどういうふうにされたのかということが理解できないんですけど、その点についての御説明をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これは長寿命化、今後の改修にも絡んできます。高木課長から、こちら館小学校は校舎が1棟しかないということでございます。長寿命化で複数棟ある場合は、例えば回しながら改修をする可能性もあるんですが、1棟になります

と、長寿命化のときにもプレハブというか、そのときは仮設を造らなければいけません。今、これ、常設というか、耐用年数の長いものを建ててしまいますと、そのときにどこに、長寿命化の工事のときにどういうふうにするかということに非常に制約がかかってしまいますので、そのときのことも考慮して今回は、プレハブという表現が適切かどうか分かりませんが、耐用年数50年とか40年とかというものではなく、19年、20年ぐらいのものにしたということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 少し補足させてください。今回、プレハブという表現なんですけれども、多分我々の感覚の中で、プレハブというなあいう現場の建物のようなイメージあるんですけれども、このプレ加工したものを現場で組み立てるものがプレハブです。工場ですら一定程度造ったものを現場で積み上げると。型枠を組んで鉄筋を組んでその中にコンクリートを流すのではなくて、そういうものを想定していますので、昔の現場事務所のようなものではなくて、一定程度校舎と言えるものを考えています。

それから、その耐用年数の件なんですけれども、これは算段のレベルになるんですけれども、今の校舎の寿命がいずれ来ます。そのときに、今回設置した校舎と併せて建て替えができればなということで、本設置よりも今回のプレ加工の形の教室のほうが後ろの寿命を合わせれるのかなということも少し算段としては思っております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 すみません。その上のアルコール検知器。これはアルコール検知器を設置しなければならない、これは何ですか、飲酒運転の検知器ですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 令和4年の4月に道路交通法の施行規則のほうの改正がかかりまして、その時点で、4月からは飲酒の記録簿のほうの記録を残すことが義務づけをされました。余裕期間として10月の1日からは、今度は機器を使用してきちんと数値的に計測をなささいという、それを記録に残しなさいということになりましたので、飲酒運転、八街市でしたかね。小学生の子どもにトラックが突っ込んだといった、そういった事件のところのを受けましてこういった改正がかかりましたので、市としても早急に対応、この日にちまでにはきちんと対応させるために補正予算を組ませていただくという次第です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 もう一つ、トイレ改修の4,765万9,000円。18施設ということで、福祉会館などということなんですけど、この改修をもって公共施設は全て終わったという理解でよろしいですか。まだ残るんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、すみません、施設数、申し訳ないですが、17施設ということで訂正させていただきます。申し訳ございません。

こちらではまだ来年度、今、実施計画、採択いただいています来年度中学校のトイレ改修工事がございます。ほかにまだ福祉体育館のトイレの改修等々ございますので、大きな、1個便器を換えるということではなく、全体を換えるトイレの改修、まだ小学校の職員用とか来庁者用とか特別教室付近のトイレの改修は、まだ今回のものに含まれておりません。

今回のトイレは、今の和式便器を外して、床を直して、その上に洋式便器を、簡単に言うと置くような改修ということを予定しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 11ページの上から2行目の手数料522万2,000円というのは、以前、アスベスト分析調査費ということをお聞きしているんですが、どんぐり学園とほかということだったんですけど、このアスベスト分析調査をするということは、まだどこかで解体調査費か何かその辺が出て解体予定なのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今、お話がありました解体の2つ、どんぐり学園や、今回解体する旧沓掛保育園につきましては、既に4年度で設計委託料は認めていただいて、今、契約終わりました業務のほうにこれから取りかかろうとしています。

この中で概算工事費、この先、令和5年度の工事のために金額を出すのに、アスベストの有無によっては事業費に差が出てきます。そのために並行してアスベストの分析調査をかけて結果を出して、次の工事費の事業費に反映させるということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のに関連して確認なのですが、どんぐり学園と旧沓掛保育園、この二施設でという理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今はいとう委員からその2つが名前が出ましたので2つだったんですけど、ほかには、来年度予定しています西部保育園の園舎改修工事ですか、全て来年度、工事は5年度予定しているものですが、南部児童館のトイレの増築工事や、令和5年に予定しています中学校のトイレ改修工事や図書館のトイレ改修工事、外壁改修工事、このようなものが該当しております。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今のアスベストの関係ですけど、これも以前にアスベストが問題になったときに市の施設を徹底的に調査したはずなんですけど、こうやって工事やるたびに非常に数で出てくるということなんですけど、部材の中に閉じ込められているのはいいんですけど、そこから放出されて空中に浮遊するというようなことはないのでしょうか。そういうことの確認ってされとるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今回、特に増加しておりますが、この大気汚染防止法の改正で、昔、ごとう委員言われたのは、多分吹きつけのアスベストのことが一番の問題になってきたと思います。吹きつけのアスベストはもうある程度処理しているんですが、今回一番大きいのは、この間、老人憩いの家のときも話をさせていただいたんですが、塗装の吹きつけ材とか塗料とかいうものでございます。これにつきましては、当然経年劣化をして崩れてくれば飛散をしないかと言われればしないとは言い切れないんですが、吹きつけアスベストの綿のようなものみたいに、少し、ちょっとしたことで浮遊する、飛散するようなことではないと認識しております。

ただ、当然経年劣化もありますので、こういう改修事や解体のときに、これは作業員の安全を守るという部分もありますので、計上させていただいたという次第でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じくアスベスト分析のことで、いろんな施設名、先ほど言われたんですが、図書館の外壁というのも、聞き間違えていたら訂正してほしいんですが、あり

ました。こういったものは竣工図とかでもそういう仕様をうたっているかと思うんですが、そういうのは確かめられたんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これ、専門業者にある限りの図面のほうをお貸しをして細かく見ていただいて、これも含有しているんじゃないかというところがありました。それが当初思っていたより相当増えましたので、今回追加という形で上げさせていただいた次第でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 では、見えない部分はそういったあれで、目視で分かる部分というのは確認はされたんでしょうか。アスベスト。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これ、当時の、先ほど竣工図という話もあったんですが、竣工図には材料の名前まで書いてあるんですが、細かな色だとか、そこまでは正直書いてありません。これは塗装の色とか吹きつけの色によっても、中の顔料の成分の問題ですが、アスベストが入っている入っていないというのもありますので、図面だけではなかなか分かりづらい部分もありますので、全部サンプルを取って検査をするということを用意しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 すみません。失礼しました。

先ほど酒気帯びの関係でアルコール検知器ですか、の質問が出ておりましたけれども、これ、基準は呼気といいますか、吐く息、1リットル中0.15ミリグラム以上ということで基準があるんですけれども、これ、測定して0.15ミリを下回るけれども、幾らか出るとかというような場合はどのように対応されるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 基本的に、朝、出勤で車に乗ってこられる方も見えますので、そういったことが出ることがあってはならないと思っておりますので、出るということは、もちろん車の運転はできないですけれども、そういったことは職員としてちょっとどうな

のかというレベルの話だと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 法的には0.15ミリグラムをクリアしておればいいということなんですけども、その辺は、例えば、朝、奈良漬を食べた来たらちょっと出ちゃったとか、前の晩に飲んだのがちょこっと残っておって出ちゃうとかというようなことも、これ、実際にはあり得ることかなと思うんですよね。以前に私が現役でいた頃には、酒の臭いをぷんぷんさせて朝出勤してくる職員もありましたけれども、そういった仕事のときの管理だけじゃなくて、例えば登庁時のチェックだとか、そういったようなことは、この法では義務づけられとらんと思いますけれども、そういった登庁時のチェックはしないのかということと、0.15ミリグラムを下回った場合の対応はどのようにされるのかということをお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 基本的に運転は、数値が出た場合はさせないという方針で行きたいと思います。市民の安全を守るためでもありますので、交通事故等も防がないといけませんので、そういった方針で行きたいと思っております。

朝のチェック等ですが、朝礼等を各課で行っておりますので、そこの課のところで異常のある職員等がおればそこで発見されると思いますので、そういった各課のチェック体制の強化等も進めていければと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません。ついでにアルコール検知器。市販でよく売られているのがこうやって吹きつけるタイプで、中の機材、中を加熱して、吹きつけてそれで数値測るというのが一般的だと思うんですけども、こういったタイプのものを購入予定か。また、あと数、教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 機器につきましては、今、委員がおっしゃられた、センサーがついていて加熱式のセンサーがついておるもの、簡易的なもの、ライターを二回りぐらい大きくさせたような感じのもの、ボイスレコーダーみたいな大きさのもの、そういったものを予定しております。

購入台数については、100台を予定しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連してですけど、100台予定されているということなんですけど、具体的な運用の仕方というのはおおよそどんな運用をされるんでしょうか。朝、来たら全職員がそこをパス、通過しないと駄目だとか、何か具体的な運用はこの購入、買うのはいいんですけど、ある程度決まっておるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） チェックのするタイミングなんですけれども、チェックするタイミングにつきましては、公用車に乗って出るとき、あと、市役所に戻ってきて一番最後、出たり入ったりしている間、その間はチェックは特にしなくてもいいというふうに定められておりますので、出ていくときと最後に戻ってきたときに数値をチェックするというふうになっております。

この回数、台数と回数の絡みなんですけれども、年間で3万回、公用車のほうが動いております、全ての公用車の台数を調べたところ。その1日2回掛ける公用車の台数みたいな形で、100台を購入すれば全ての検査ができるというふうに一応調べをさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどトイレの質問がありましたけれども、トイレは改修のときにオストメイトも整備していくという、前に議会の答弁でしたけれども、今回もそういうことは計画の中に入れておるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 委員おっしゃるとおり、計画の中に含まれておりません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 もう一つやってからにしようか。勅使グラウンドの長寿命化の調査ですけども、長寿命化の調査だけで429万でかなりの金額がかかるんですけども、これで調査した結果、設計をしてさらに改修をすとかというようなことになっていくかなと思うんですけど、まず、今回の調査というのは何をやられるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今回の調査、主なものですが、構造体の耐久性の調査、あとは電気や給排水、空調設備の劣化度の調査、外壁や屋上、ここでいいますとスタンドになります、の仕上材の調査や、それに含めまして敷地内全域の舗装とか側溝、植栽フェンスなど外回りの調査も含まれております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 下の戸籍住民基本台帳事務事業のほうでお聞きしたいんですけど、マイナポイントの申込支援業務委託料753万4,000円、全額国費とはいえ非常に大きな金額がついておるわけですけど、これは具体的にこの委託でどのようなことをどのくらいやってもらうのかということをちょっと御説明お願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） まず、マイナポイントをこちら平日、月曜日から金曜日まで2人体制で、準備含め8時間、145日を見積りしております。そして、内容としましては、すみません、失礼しました。健康保険証、そして公金受取口座の登録、そして今、新規マイナンバーカード新規登録者に関して、キャッシュレス決済で2万円チャージ、もしくは使用していただくことで25%のポイントということで、そちらのほうの支援のほうもしていただきます。あと、お問合せに関しても全て行っていただこうと思っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ここで質疑の途中ですが、1時間たちます。まだ質疑多くありますか。

そうしたら、ごとう委員。

○ごとう 学委員 いいですか。今のところで、その下の個人番号カード出張申請業務委託料、こちらのほうもどういうふうな作業内容になるのか、具体的をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） こちらのほうは昨年度も実施させていただきました。平日の時間外、そして土曜日または日曜日のほうに公共施設のほうに伺ったりして、出張のほうで申請をしていただくというものになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 すみません。アスベストのところでも1点なんですけれども、今回、分析調査をして、その含有の有無によってまた今後の工事とかにするんだよという話で決めたんですけれども、これ、先ほど、ごめんなさい、五、六個の施設名、先ほど挙げたんですけれども、ざっくり100万ぐらいずつかかるのかなと。場所とか面積にもよるんでしょけれども、そういったときに、例えば図書館でいったら外壁とおっしゃったので、その外壁を剝離してアスベストが入っているかどうかというのを調査機関に出す。そういった専門の人を雇って職員さんと一緒にそういった調査機関に出すというふうで、もしそれがアスベストが入っていれば解体時にその除去費用も盛り込むだけかと思うんですが、このアスベスト分析調査費として、どんぐり学園はじめ複数のところの一個一個の調査費がすごく金額がかさむような感じがするんですが、そういった費用も工夫というのはされたんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） すみません、それは各施設のある程度の検体数の話をさせていただければいいのか。どのように御回答させていただけば。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 じゃ、もう一度、ごめんなさい。例えばそういった建築のOBの方とかそういう専門家を、例えばそういう日当を払って、職員さんと一緒に含有しているかどうかというのを調査機関に出すというようなやり方もあるのかなと思うんですが、そういった工夫はされたんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今回、この専門業者に直接出すこと、いわゆる設計の中に包含するわけじゃなくて出すことによって、マージンとかそういう関係がありますので、多少事業費の抑制にはなっているのかなという認識ではおります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 5ページの債務負担行為の乗合交通事業ですけれども、3,321万8,000円、上がっております。これは議案説明のときに聞いたかなと思いますけれども、前期の

令和3年度から、前期といいますか、現在、令和3年度、4年度、この2年間は3,750万であったということで、400万ぐらい額が減っているわけですが、これはどういう費用が次期5年度、6年度は減ってくるということなんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 3年度、4年度の債務負担行為は2年の6月の議会のほうで補正予算で計上をしております。その際には、実際、2年の10月以降に運転事業者を決定するよというようなお話ししているかと思いますが、その事業者が決まる前の概算額で計算をしておりますので、1日当たりの運行費用がちょっと多めに見積もった概算額となっております。今回上げているものにつきましては、もう今の運行事業者の実績ベースでということで計算をしておりますので、1日当たり8,500円弱、差額がございます。それを1年で240日ほど運行するものですから、年間で見ると200万程度多めに見積もっていたというようなこととなります。その2年分になるので、400万ほど下がる大きな理由となります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 詳しくはほかの委員会の分も併せて本会議でということになりますので簡潔に申し上げますけども、1つは本会議質疑の中で、トイレの洋式化はコロナ対策の臨時交付金を財源として想定しておると。この予算ではそれは上がっておりませんが、ということでしたので、私は臨時対策交付金は本当に困っている人たちのところに使うべきで、トイレに使うべきことではないというふうに思うのが1つ。

それから、もう一つはマイナンバーカード、今回も全額国で予算が上げられておるわけですが、これ、物すごいメリットがあるわけですね。登録してカードを作って、保険証を作って口座を開いたりすると2万円くらい、ポイントだか現金だか知りませんが、何かもらえるというようなことで、これだけ金をばらまかなければ国民にマイナンバーカードを作ってもらえないような中で、国が自治体にこうやって金を出して強引にやらせるということ、それを無批判に受け入れてやるということについては私は納得ができないので、これは反対といたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 賛成の立場で討論します。

公共施設の管理では17施設のトイレ洋式化に変更して、利用者の利便性の向上にもつながります。これで、あとは先ほども答弁でおっしゃられたように、教職員のトイレもできるだけ早い時点で取り組んでいただきたいと思います。

アスベストの分析調査費522万2,000円、こちらは解体予定の複数の施設をまとめた金額で、利用者の健康にも関わりますのでしっかりお願いします。

館小学校の校舎の建築するための調査業務委託料572万円、これは建てる場所もおおむねもう決まっていると思うし、先ほど平米数や4教室ということもお伺いしました。ちょっと金額的には高額な気もしますが、地質等もしっかり調べていただいて地震に耐えられるようしっかり取り組んでください。

また、国の指針でもあるマイナンバーカード、これをさらに普及させるために、6月末から行うマイナポイント申込支援業務委託料はポイントも加算され、より円滑な手続きに向けて申込者数も加速されると考えます。今回の、今後の行政システムに期待して賛成いたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第53号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第53号のうち本委員会所管部分について賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて陳情に入りますが、ここで1時間休憩とさせていただきます。時間が13時20分再開。関係ある職員、13時20分からよろしく願いいたします。

午後零時17分休憩

午後1時20分再開

○総務委員長（青木 亮議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより、陳情の審査に入ります。

初めに、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にはございません。

○総務委員長（青木 亮議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対し分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、請願第1号に対して、不採択の立場で討論いたします。

そもそも、政府は労働環境の改善に取り組んでおります。最低賃金につきましても、過去9年間で181円の引上げを実現しております。また、物価などのこの経済状況が今のまま続いていきますと、地域によってその物価とかが異なることから、一律で1,500円にするというのは非常に無理があるのかなと思います。また、こういったように1,500円以上に是正していくということは、中小企業、また小規模事業者の経営に大きな打撃を与えるために、こういったことはふさわしくないのかなというふうに私は思っております。

政府としましても、賃上げ環境の構築、また中小企業の支援策を適宜行っておりますので、そういった内容からこの陳情に対しては、不採択の立場です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 趣旨採択の立場で討論します。

内容は、最賃の引上げと中小企業支援の抜本的拡充という、趣旨の内容については、基本的に理解できるところがたくさんあります。ありますけれど、例えば、最賃を全国一律1,500円という、この陳情内容ですけれど、この内容は労働組合さんの中でも全労連さんというところの基本的な主張だと思うんですけど、連合の主張は、誰もが賃金1,000円だというふうに私、理解しておりますので、ちょっとその陳情の内容につきまして、若干違和感ありますので、趣旨採択とさせていただきます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 簡潔に討論いたします。採択の立場で討論いたします。

日本の最低賃金、国際的に見ても非常に低いということは御承知のとおりで、引上げが必要だと思います。地域によって、物価あるいは賃金水準、差があるのは確かですが、それはそれぞれの地域が疲弊していることの表れであって、私はむしろ一律であるべきだというふうに考えております。

これ、引き上げられることになると、かなり大幅な引上げですので、中小企業あるいは零細企業、影響を受けると思います。そのことが気にはなりますが、そのことに対する対策もきちっとやるようにというふうにこの陳情には書いてありますので、このままでいいと思います。賛成で討論いたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 不採択の立場で討論いたします。

最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることは、今、コロナ禍において、疲弊し切った中小企業にとっては大変経営には大きな打撃となります。年々上がってくる最低賃金も、もう、毎年上がってきてますので、コロナが終わってももう少し経過してから、また考えたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。よって、陳情第1号は採択、趣旨採択ともに賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にはございません。

○総務委員長（青木 亮議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この陳情にも書いてありますように、公共サービス基本法11条で、地方公共団体は適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講じるよう努めるというようなこと、表現がありますけれども、豊明市として何かなされたことがあるか、お伺いしたいと思います。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 私どもといたしましては、公契約条例の制定によりまして、作業従事者の適正な労働条件の確保ということをやっております。

それから、最低制限価格を設定することによって、不当に安い金額で工事委託等が発生しないような努力をしております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今、あの公共契約条例の話が出ましたけれども、公共契約条例の8条では、必要がある場合には、この労働者の状況について報告を求めることができるというようなそういう規定があったかと思いますが、何か今まで報告を求められたことがあるでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁を願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 報告を求められたことはありません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、陳情第2号に対して不採択の立場で討論いたします。

まず、この公契約事業従事者の適正賃金というところにフォーカスしてみました。賃金

等の労働条件に関しましては、労働基準法、そういった関係法令に違反しない限り、労使が自主的に決定することとされております。いわゆる公契約条例により、賃金等の基準を新たに設けることについては、今後も、もっと議論をしていかないといけないかな。それが国ではなくて、やはり、まずは地方公共団体からやっていくべきかなと思っておりますので、この陳情に関しては不採択です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 採択の立場で討論をいたします。簡潔に討論します。

先進的な自治体が公契約条例の制定をしています。これはもう随分な数になってますし、豊明の条例は、非常に、私は、不十分でたしか反対したような記憶がありますがけれども、一応、制定はしている。そういうふうには自治体がいろいろやっている中で、国が何もしないというのはおかしいので、国の積極的な対応を求めたいということで、賛成ということにいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 趣旨採択の立場で討論します。

基本的に、これは国に対する要望ですので、内容については賛同するものでありますけれども、基本的に、やはり公契約条例はそれぞれの自治体がすべきというふうに私は理解しておりますので、そういう点からいきますと、豊明市は公契約条例をきちっと制定しておりますので、そういうことから趣旨採択とさせていただきます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第2号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。よって、陳情第2号は採択、趣旨採択ともに賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたし

ます。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にはございません。

○総務委員長（青木 亮議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 陳情項目の3つ目のところに時間外休日労働のことが書いてあります。このうちの月45時間、年360時間を超えないものとするというようなところで、豊明市の、この市役所の実態で結構ですけども、月45時間を超えるような、あるいは年360時間を超えるような実態があるのか。あるとすればどのくらいあるのか、おおよそで結構ですので、お答えいただけるとありがたいです。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） ここ一、二年なんですけれども、新型コロナの影響で数人、45時間、360時間超えが発生しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 陳情第3号について、不採択の立場で討論いたします。

そもそも政府としましては、長時間労働の是正であるとか賃金の引上げ、労働生産性の向上、再就職支援、人材育成、またハラスメント防止の施策、こういったものを総合的に進めております。また、こういったことによって、働き方改革というものが進んでおり、今のこういった職場環境が成立しているのかなというふうに理解しております。

また、陳情書、意見書にあります海外との労働時間を比較されておりますが、そもそも労働環境が異なる諸外国との単純比較することは難しい。また、それは現実的な解決策には結ばないというふうに思っております。

また、時間外労働に関しましても、残業時間の上限を規制すること、また、勤務間のイ

ンターバル制度の導入、こういったものの施策に取り組んでおりますので、今回の陳情に指摘される場所ではないという理由から、不採択です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございますか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 採択の立場で討論いたします。

日本は、先進国のはずなんですよ。一流の先進国ではなくなっただけかなと思いますけれども、ほかの先進国と比べて労働時間の多さ、それから休暇の少なさ、これはもう目に余るものがある状況だと思います。ヨーロッパなどでは、1か月ぐらい休みを取って、地中海のほうに遊びに行くとかいうのが当たり前になっただけですよ。そういう状況と比べて日本は非常にひどい。

しかも、それでも人並みの生活ができない非正規労働が、もう、今、労働者の40%を超えているような状況になっている。本当に許し難い状況であるというふうに思います。

この陳情に書いてある4番目などは、この11時間以上の間隔を置くインターバルとかいって、私は甘い内容の陳情事項だなと思いますが、むしろそういうことに若干の不満を感じるぐらいで、あとは全く問題ないので、採択といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 陳情第3号について、趣旨採択の立場で討論いたします。

今、週4日働いて週3日休むという会社も出てきておりますし、趣旨は分かるんですけども、この陳情にありますような生活を成り立たせていくためには、もっと総合的に対応しないと難しいと思います。

具体的には、今、たくさんのお金を必要とする教育を高校や大学まで、世界に準じて全て無料にするだとか、あと福祉も、国が介護保険制度、また、年金制度を持続可能な制度にきちっと確立することなど、そういった命とか健康を守る制度が確立できれば、1日8時間でもいいと思いますが、今すぐには無理だと思います。

全体像がなく一面的ということで趣旨は分かるんですが、これだけを言うのはいかがかなと思います、趣旨採択といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございますか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 趣旨採択とさせていただきます。

インターバル制度は、連合も要求しておりますけれど、労働時間については、1日7時間で週35時間、そういうようなことの実現を求める請願ですけれど、ここを連合は1年間

で1,800時間という目標を持っておりますので、ちょっとそれに比べるとかなりかけ離れてますので、趣旨採択とします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第3号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第3号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。よって、陳情第3号は採択、趣旨採択ともに賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にはございません。

○総務委員長（青木 亮議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 当初予算のときなどに資料を出していただいて、ある程度分かっておりますが、念のためお聞きしますけれども、非常勤職員、ここで正職員を増やせなくて非常勤職員が多く採用されているというようなことが書いてありますけれども、正職員と非常勤職員といいますか、会計年度任用職員ですよね、の割合、割合というか数というか、分かるような言い方で結構ですので、今の状況についてアバウトで結構ですので、御説明いただきたいと思います。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 会計年度任用職員は、就労時間が様々ですので、頭数だけで申し上げますと、大体、正職と会計年度で4対6ぐらいだったかなと記憶しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、陳情第4号について、不採択の立場で討論いたします。

こちらにも書かれております総定員法を廃止することなんですけども、昭和44年から我が国はこの総定員法でやってきております。

政府全体の総定員の上限、これを法律で定めまして、その下で定員削減の計画、実施、また削減された定員を新規の行政需要に再配分する、こういった形で進められてきました。高度経済成長期においても、行政需要が拡大する中、これとってそれほど定員も増えることもなく、現在に至るまではスリム化というのが図られてきております。活発な社会経済のニーズに対応するために、その時々々の行政需要の増大に応じて、国家公務員の定員の配置ってというのがされているので、特段こういった陳情で挙げられてるようなこういった総定員法を廃止しろとか、そういったことには賛同できませんので、不採択です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 採択の立場で討論をいたします。

豊明市の現状を見ると、業務を次々にアウトソーシングして、実質的な意味で人員増に励むという、非常に珍しい自治体かなあというふうには私は思っておりますけれども、全国的には、この陳情にあるように人員削減が進んでおります。それから、非正規化についてはこれは豊明も含めて進んでおりまして、こういう状況はよくないというふうには思っております。

それから、この道州制のことについてもここで触れられておりますけれども、言ってみれば、国がいいとこ取りをするような制度ですので、このことについても併せて反対であるということで、採択の討論といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 趣旨採択の立場で討論します。

基本的に、この陳情内容は国の総定員法で、それを廃止とか定数合理化計画の撤回ということで、人員をもっと、職員さんをもっと増やなさいという、そういう趣旨だと思

ますけれど、基本的に現状の中において、やはり民間企業は非常に厳しい中で生き残りをかけて、構造改革をしてスリム化を図っておるんですね。そういう中において、やはり行政においても、特に国なんかは、特に思うんですけど、全くスリム化が不足しているなあと、そんなふうに思いますので、この撤回をして増やしなさいという陳情は、書かれてる内容については、それなりには理解できますけれど、現実的にはこの対応については一定程度理解するところできませんので、趣旨採択とします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 陳情第4号について、不採択の立場で討論いたします。

陳情の内容にあります国の出先機関の予算人員体制を強化だとか、国の出先機関、必要不可欠であるということで、そういう廃止、縮小、委譲などしないってことということで、この道州制についてもいろんな捉え方があるんですけども、今後、このデジタル社会が進んでいけば、もう国から直接市町村にダイレクトに、また世界とももっと容易につながる時代が来るかと思うんです。なので、その国の出先機関を強化すること、また県も含めてそういった二重構造はいかがなものかなという考えです。不採択といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第4号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第4号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。よって、陳情第4号は、採択、趣旨採択ともに賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にはございません。

○総務委員長（青木 亮議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この陳情書の4番目のところに、基準財政需要額について、地方公務員の人件費や人員の削減など行革努力を反映する地方交付税の算定というようなことがあります。

実際に、地方交付税制度というのは、国が、一般財源で自治体は自由に使えるものなんですけれども、国が誘導しようとしている傾向が、もう何十年も前からそういうことが続いておりますけれども、この人件費や行革などを反映するような交付税の算定業務の中で、そういうようなことを感じるような部分がありましたでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 国が決めた計算式でやっておりますので、そういったことを感じたことはありません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、陳情第5号について、不採択の立場で討論いたします。

政府は、地方の安定的な財政運営に必要な地方税であるだとか地方交付税、こういった一般財源の拡充に努めております。実例でいきますと、令和4年度の予算におきましては、その前の年、令和3年度の地方財政計画を上回る額を確保することとなっております。

また、この陳情書の要望の6番目にあります財源、地方に負担をさせずに、全て国の負担とすることについてですが、国の財政状況の悪化に関しては、直接、地方の財政状況にもつながるおそれがありますので、現実ではありません。そういった考えから、不採択の立場です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 採択の立場で討論いたします。

先ほどもちょっと触れましたけれども、この地方交付税制度というのは、本来自治体に無条件で一般財源を保障する、そういう制度なんですよ。それを国が、言ってみれば第

2補助金化するというか、財政学者などもそういうことを指摘しとるわけですがけれども、そうやって一財であるべき地方交付税をまるで特財のように扱って、国の思う方向へ自治体の施策を誘導する。そういうふうになされている傾向が、もう本当に年々強くなってきております。

先ほど、国のつくった制度なのでそのとおりにやっておりますというようなことでしたけれども、そうするしかないわけですがけれども、国の制度がそのようになっているというそういう実態であるということに、私は非常に危機感を感じますので、この陳情の趣旨には賛成をしたいと思います。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 趣旨採択の立場で討論します。

地方財政の拡充を求める意見書ですので、中身を読みますと、地方財政のやはり拡充というのは必要だと私も思いますし、今のその、例えば地方交付税の内容を見ても、いろんな諸問題があることは確かですが、そういった位置づけからいくと地方財政の拡充については必要だと思います。ただ、具体的に書いてある項目の中で、例えば、6番目、7番目についてが、全額国が負担することになってありまして、この基本的な思想の中に、いろんな地方の内容について、地方自治体が負担せず全部国が負担しなさいということを書いてありますが、国の財政も地方の財政も全部国民、市民の税金ですので、これは全部国が負担すればいいというのはいかがなものかと思えます。そういうような趣旨から、趣旨採択とします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第5号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第5号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。よって、陳情第5号は採択、趣旨採択ともに賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第7号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあれば、お願いします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にはございません。

○総務委員長（青木 亮議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 インボイス制度について、前回の議会のときに、市内のある団体より特例扱いをしてくれとするような意見書を出してくれというような陳情がありまして、議会はそれを採択したわけですけれども、そのことに対して、市長は大変不満だったようで、最後の挨拶の中でそういうようなことを言っておられましたけれども、これ、市として、例えば市長会に働きかけるとか、そういうようなことでこのインボイス制度で問題が起きないように、そういう努力は何かされましたでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 今回のこの陳情の全体についての意見書等は、本市としては出しておりません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

（すみませんの声あり）

（誤解を生む、残留しますの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） あの……。

（はい、はい、ちょっと待ってください。あの、先ほど、ここで決定して、市長は出ていただいていたのに、呼ぶという決定がされていけませんので、こういうふう勝手に入ってこられることがよくあるんですけど、ちゃんと諮って決めてくださいの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ただいま市長からお申出がありましたので、お諮りいたします。市長は、ここで出席することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 異議なしと認めます。

(異議あり、異議ありの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) よって、市長におかれましては、この場、席に出席いただきます。

(異議ありの声あり)

(決採ってください、異議ありがいるのでの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 異議あり、はい。

出席することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(青木 亮議員) 賛成多数です。

市長におかれましては、その席で待機してください。

(えっ、ここにの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) はい。

(発言の声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 発言あれば、挙手。

小浮市長。

○市長(小浮正典君) 2つあります。

ごとう委員が何か勘違いされてますけども、前回の議会の最終の挨拶で、私は、請願についてのどうのこうのとか、議員それぞれの判断についてどうのこうのと言ってるわけじゃないんですね。

請願と意見書を勝手につなげた状態で討論されてることに違和感を覚えたので、そのことについて言ってるわけであって、ごとうさんの後援会報等のもので、そこまで言及しませんけれども、明らかな間違ったことを世間に言及されることについてはいかがなものかというふうに思いますし、今のお話についても、間違ったことをわざわざ情報として出されてるんで、それは明らかに間違いですというふうに、今、言っときます。それが1点。

もう一点は、県市懇談会というのが、8月1日に予定されてて、それは各市長が県知事に対して、こういうふうにしていただけませんかということを行う会議でございますけども、そこについては、シルバー人材センターのことについては、インボイス制度について見直していただけるように、国のほうに働きかけてもらえるようお願いすることについて議題として上げている状態で、それについては、東尾張ブロックと言われている9市の各市、だからほかの8市も同調した状態で、その議案が上がっている状態でございます。

以上です。

○総務委員長(青木 亮議員) それでは、陳情第7号に対する質疑がある方は挙手を願

います。

(進行の声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 陳情第7号について、不採択の立場で討論いたします。

まず、そもそも消費税の立ち位置なんですけども、社会保障の安定財源に適しております。これ、こういった形から、恒久財源として位置づけられているのが消費税であります。消費税率の引下げに関しては、直接、社会保障や幼児教育無償化といった国民にとって必要な施策の財源がなくなる。また、地方消費税の減収を招いて、地方独自の財源を失うことにもつながるといふふうに考えております。

また、インボイス制度に関してなんですけども、この制度自体の導入によって、税額が明確になって、また中小企業にとっても、適正な価格転嫁を行いやすくなるといったメリットもありますので、このインボイス制度自体を全て中止するっていうのはどうかなというふうに思います。インボイス自体で、取引の透明性を高めることで、公平公正な制度となりますので、こういった制度自体全てを廃止するっていうのは、ちょっと私の考えとは違いますので、不採択の立場です。

○総務委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 採択の立場で討論いたします。

先ほど申しましたけれども、さきの議会で特定団体のみにインボイス制度を適用しないよう求める陳情をこの議会は採択をいたしましたけれども、そもそもこのインボイス制度というのは、消費税増税を狙った制度であり、その準備段階と言えるような制度であるというふうに私は思っております、実施させるべきではないというふうに考えております。

それから、消費税についてもこの陳情で触れられておりますけれども、消費税が導入されて、大企業あるいは富裕層の減税額を、ほとんど同額、この消費税で穴埋めをしたというような形になっております。この陳情では、控え目に5%に下げようというようなことが書いてありますが、本来なら廃止すべきと言ってもおかしくないような控え目な陳情でありますので、反対の理由はないと考え、賛成をいたします。

以上です。

○総務委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 不採択の立場で討論します。

消費税5%の永久引下げというような陳情は、これは、今の現状の中においては、全く現実離れして、そのあるべき姿、あるべき方向ではないというふうに思います。

ただ、一時的に、今、コロナ禍の中における消費税の一時的な減額は、一定程度理解できますけれど、永久に5%引下げと、これはもう全くの賛同できません。よって、不採択です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 陳情第7号については、採択の立場で討論いたします。

今、こういった時期に消費税5%への引下げっていうのは当たり前だと私は考えております。消費税はいろんな人、皆が助かる、みんなに還元できるからです。

あと、インボイス制度の中止もここで求めております。私から見ると、国は取ることはしっかり取るんですけども、そして、ばらまきと思われるようなことも国はあります。

この陳情ですね、消費税5%引き下げる、インボイス制度中止については、採択といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第7号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成少数であります。よって、陳情第7号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後1時58分閉会